

佐倉市ふるさとまちづくり応援のための寄附に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、佐倉をふるさととして応援しようとする個人又は団体から寄附金を受け入れ、これを財源として各種事業を実施することにより、当該寄附をしたものの想いに応え、もって個性豊かで活力あるふるさと佐倉のまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「寄附金」とは、次条各号に掲げる事業の実施に係る寄附金であって、土地、物品等による寄附以外の現金（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十六条第一項に規定する証券を含む。）による寄附に係るものをいう。

(事業の区分)

第三条 寄附金を財源として実施する事業は、次に掲げるものとする。

- 一 保健福祉の増進に関する事業
- 二 豊かなみどりの維持保全に関する事業
- 三 学校教育の振興に関する事業
- 四 市民文化の振興に関する事業
- 五 公共施設、都市基盤等の整備又は改修に関する事業
- 六 観光の振興に関する事業
- 七 スポーツの振興に関する事業
- 八 前各号に掲げるもののほか、市長が活力あるまちづくりに必要と認める事業

(寄附金の管理及び運用)

第四条 前条各号に掲げる事業の実施に係る財源に充てるものとして収受した寄附金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基金に積立ての上、管理し、及び運用するものとする。

- 一 前条第一号に規定する事業に指定された寄附金 佐倉市保健福祉振興基金

- 二 前条第二号に規定する事業に指定された寄附金 佐倉市みどりのまちづくり基金
 - 三 前条第三号に規定する事業に指定された寄附金 佐倉市学校教育振興基金
 - 四 前条第四号に規定する事業に指定された寄附金 佐倉市文化振興積立基金
 - 五 前条第五号に規定する事業（佐倉都市計画道路事業三・四・一五号勝田台・長熊線（佐倉市上志津字井戸沢地先の部分に限る。）の建設に関する事業に限る。）に指定された寄附金 勝田台・長熊線基金
 - 六 前条第五号に規定する事業（佐倉都市計画道路事業三・四・一五号勝田台・長熊線（佐倉市上志津字井戸沢地先の部分に限る。）の建設に関する事業を除く。）に指定された寄附金 佐倉市公共施設整備基金
 - 七 前条第六号に規定する事業（佐倉市民花火大会に関する事業に限る。）に指定された寄附金 佐倉市民花火大会基金
 - 八 前条第七号に掲げる事業に指定された寄附金 佐倉市スポーツ振興基金
 - 九 前条第六号に掲げる事業（佐倉市民花火大会に関する事業を除く。）及び前条第八号に規定する事業に指定された寄附金 佐倉市ふるさと事業基金
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、寄附金を基金に積み立てることなく、必要な財源に充てることができる。

（寄附金に係る使途の指定等）

- 第五条 寄附をしようとするものは、当該寄附に当たり、寄附金の使途を第三条各号に掲げる事業のうちから指定することができる。
- 2 寄附をしようとするものが寄附金の使途を第三条各号に掲げる事業のうちから指定しなかったときは、同条第八号に掲げる事業の指定があったものとみなす。
 - 3 第一項の規定により寄附金の使途に係る事業が指定され、又は前項の規定により第三条第八号に掲げる事業に指定があったものとみなされたときは、前条第一項に規定する事業の区分に応じた基金への積立てについて指定があったものとみなす。
 - 4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるものを市長が必要と認める他の事業の実施に係る財源に充てることができる。この場合において、市長は、その旨を当該寄附をしたものに通知するものとする。
 - 一 寄附金の使途が指定された事業について、やむを得ず、その実施をし難いと認めた場合 当該寄附金

二 寄附金の使途が指定された事業を実施した上で当該寄附金に余剰金が生じた場合 当該余剰金

5 前項の規定は、当該寄附金が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第九号に規定する負担付きの寄附に係るもの場合は、適用しない。

（寄附をしたものへの配慮）

第六条 市長は、第四条第一項の規定により寄附金が基金へ積み立てられたときはその管理及び運用に当たり、同条第二項の規定により寄附金が必要な財源に充てられたときはその実施に当たり、当該寄附をしたものの意向が反映されるよう十分な配慮をするものとする。

（運用状況の公表）

第七条 市長は、毎年度、この条例に基づく寄附金の取扱いに係る運用状況について公表するものとする。

（委任）

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。